

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う静岡市関係条例の制定改廃案

1 制定改廃の背景

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が改正されました。

これまで、静岡市を含む各地方公共団体の個人情報保護制度は、各地方公共団体が個別に定める条例に基づいて運用されてきましたが、法改正に伴って、令和5年4月1日から地方公共団体及び地方独立行政法人にも法が適用されることとなります（地方公共団体の個人情報保護制度に関する全国的な共通ルールの制定）。

このことを受けて、①現行の静岡市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する②「（仮称）静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」

（以下「施行条例」といいます。）の制定、関係規定を含む③「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」の一部改正を行います。

つきましては、関係条例の制定改廃案（手数料に関する部分を除く。）について、ぜひ皆さんの御意見をお寄せください。

2 現行条例の廃止

前1のとおり、静岡市を含む地方公共団体における個人情報保護制度は、令和5年4月1日から、法の適用を直接受けることとなります。

したがって、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨を踏まえて現行条例を廃止します。

3 施行条例の制定

前1のとおり、①法で委任された事項及び②条例で定めることが認められた事項を規定する施行条例を制定する必要があります。

制定する施行条例の骨子案は以下のとおりです。

①条例で定める必要がある事項

- ・開示請求の手数料（法第 89 条第 2 項）※意見募集対象外
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する手数料（法第 119 条第 3 項・第 4 項）※意見募集対象外

②条例で定めることができる事項

- ・条例要配慮個人情報（法第 60 条第 5 項）
- ・個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表に関する事項（法第 75 条第 5 項）
- ・保有個人情報開示請求に係る不開示情報の追加等（情報公開条例との整合性の確保）（法第 78 条第 2 項）
- ・開示請求等の手続に関する事項（開示請求に係る決定期限等）（法第 108 条）
- ・審議会その他の合議制の機関への諮問等（法第 129 条）

○施行条例の主な規定内容（施行条例骨子案）

（1）施行条例の趣旨

法の施行に関し必要な事項を定めるものであることを規定します。

（2）用語

施行条例で使用する用語は、基本的に法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によることとします。

（3）保有個人情報取扱業務登録簿の備え置き

法第 75 条第 5 項では、市の機関等が条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではないことを規定しています。

このことについて、市の機関等は、個人情報を取り扱う業務について、業務の名称や保有個人情報の利用目的、保有個人情報に記録される項目などについて記載した帳簿を備え置くこととします。

なお、このことは、現行条例における「業務の届出」を事実上継続するものとなります。

（4）保有個人情報開示請求に係る不開示情報の追加等

本市の情報公開は、改正法移行後も「静岡市情報公開条例」に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは

不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としています（法第78条第2項）。

①について、静岡市情報公開条例では、「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員の氏名」及び「実施機関が、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報」については、個人情報であっても公開することを定めているため、これらの情報については、法の不開示情報から除外することとします。

なお、②については、該当ないことから規定しません。

(5) 開示請求に係る手数料等（※意見募集対象外）

開示請求に係る手数料については、無料とします。

ただし、公文書の写し（電磁的記録の複写や複製等を含む。）の交付を受ける方には、実費を負担していただきます。

なお、これらの取扱いについては現行条例と同様です。

(6) 開示請求書への記載事項

開示請求書には、法第77条第1項各号（・開示請求をする者の氏名及び住所又は居所、・開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項）に掲げる事項のほか、市の機関等が定める事項を記載することができることとします。

記載項目としては、連絡先（電話番号やメールアドレス）などを想定していません。

(7) 開示決定等の期限等

開示決定等は、開示請求があった日から「30日以内」に行い、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は「30日以内に限り延長」できるものとされています。

また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量である場合は「相当部分について60日以内」に開示決定等を行うものとされています（法第83条・第84条）。この点、地方自治体の条例において、これらの期限よりも短い期限を設定

することができますとされています（法第 108 条）。

このことについては、現行条例と同様に開示請求があった日から 15 日以内に開示決定等をしなければならないこととします。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を 30 日以内に限り延長することができることとします。

なお、延長する場合には、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないこととします。

また、開示決定等の期限の特例として、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 45 日以内（原則の期間（15 日）に延長期間（30 日）を加えた期間）にその全てについて開示決定等をするにより、市の機関等の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができることとします。

この場合には、市の機関等は、開示請求者に対し、期間の特例の規定を適用する旨及びその理由並びに残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を通知することとします。

なお、訂正決定等の期限等及び利用停止決定等の期限等（ともに請求があった日から起算して 30 日以内、延長は 30 日以内）については、法の規定と現行条例の規定が同様であることから、改正法移行後もこの期間とします。

（8）行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（※意見募集対象外）

行政機関等匿名加工情報制度（市の機関等が保有する個人情報の一覧データを個人が識別できないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにして、事業者等からの提案に基づいて、当該提案者に提供する制度）の利用に係る手数料については、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数を納めなければならないこととなっていますが（法第 119 条第 3 項）、このことについては、国と同額（政令で定める額）とします。

なお、国においては、契約手数料の額は 2 万 1,000 円＋作成に要する時間 1 時間当たり 3,950 円（作成を外部委託する場合は 2 万 1,000 円＋委託金額）とし、既に作成された行政機関等匿名加工情報の利用や既に利用契約を締結した者が利用内容を変更する場合の契約手数料の額は 1 万 2,600 円と定められてい

ます（政令第31条）。

（9）静岡市情報公開・個人情報保護審議会への諮問

法第129条では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることを定めています。

このことについて、現行条例では、個人情報の収集、利用、提供及び電子計算機等の結合の例外的な取扱いについて、静岡市情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴いてきましたが、これらの事項について、類型的に審議会等への諮問を要件とすることは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するとされています。

以上のことを踏まえて、静岡市情報公開・個人情報保護審議会には、①施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、②保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合、③市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合に諮問することとします。

（10）その他

ア 条例要配慮個人情報

法における「要配慮個人情報」は、人種、信条、社会的身分など本人に不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述とされています。

このことについては、現行条例で定める「要配慮個人情報」と同じ内容です。

そのため、法の「要配慮個人情報」とは別に、あえて「条例要配慮個人情報」を規定する特段の事情は認められないことから、条例要配慮個人情報に関しては規定しません。

イ 経過措置

現行条例から施行条例への移行の際の個人情報保護の措置として、現行条例の廃止前に取得した個人情報について、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務が存続することなど、経過措置を定めます。

4 静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例の一部改正

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例において、個人情報保護制度に関する関係規定が含まれることから、主に以下の規定について改正します。

(1) 個人情報の保護（理念）

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例第5条では、「個人情報は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、適正に保護されなければならない。」という個人情報の保護の理念を定めていますが、市独自の理念を定めることは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨にそぐわないため、法に基づいて適正に保護を行うことを明示するための改正を行います。

(2) 個人情報の開示等

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例第14条では、「市は、保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、当該個人からの請求に応じ、その開示、訂正又は利用停止を行うものとする。」ことを定めていますが、改正法移行後は、開示、訂正又は利用停止の手続については、法に基づいて行うこととなるため、必要な改正を行います。

(3) 静岡市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例第19条では、静岡市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務として、「個人情報の保護に関する重要事項」を規定していましたが、前2(9)のとおり、諮問事項が限定されるため、当該諮問事項と所掌事務を合致させるための改正を行います。

なお、静岡市議会からの諮問に応じるための必要な改正も行います。

5 条例の制定改廃のスケジュール

前2、3及び4の条例の制定改廃については、令和5年2月議会に上程し、同年4月1日からの施行を予定しています。

6 関係資料

個人情報の保護に関する法律の改正の概要（別添）

7 意見の募集期間・提出先・提出方法

(1) 募集期間

令和4年10月27日（木）から同年11月28日（月）まで

(2) 意見の提出先・提出方法

以下の宛先に、郵便、持参、ファクシミリ、電子申請により提出してください。

〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所総務局総務課（新館9階）

FAX番号：054-205-1377

電子申請 URL <https://logoform.jp/f/3Cnyi>



8 本件に関する問合せ先

〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所総務局総務課（新館9階）

電話番号：054-221-1792（直通）

FAX番号：054-205-1377

メールアドレス：soumu@city.shizuoka.lg.jp

9 備考

いただいた御意見については、特定の個人を識別できないように加工したうえで、要旨を市ホームページ等で公表させていただくことがあります。

以上